

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める分)

## 第一 総則

### 一 目的

この法律は、環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とすること。(第一条

関係)

### 二 定義

1 この法律において「化学物質」とは、元素及び化合物(それぞれ放射性物質を除く。)をいうこと。

(第二条第一項関係)

2 この法律において「第一種指定化学物質」とは、次のイ、ロ又は八に該当し、かつ、その有する物理化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質で政令で定めるものをいうこと(第二条第二項関係)

イ 当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

ロ 当該化学物質がイに該当しない場合には、当該化学物質の自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質がイに該当するものであること。

ハ 当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるものであること。

3 この法律において「第二種指定化学物質」とは、2のイ、ロ又は八に該当し、かつ、その有する物理化学的性状からみて、その製造量、輸入量又は使用量の増加等により、相当広範な地域の環境に

において当該化学物質が継続して存することとなることが見込まれる化学物質（第一種指定化学物質を除く。）で政令で定めるものをいうものとする。こと。（第二条第三項関係）

4 この法律において「第一種指定化学物質等取扱事業者」とは、次のイ又はロに該当する事業者のうち、政令で定める業種に属する事業を営むものであつて当該事業者による第一種指定化学物質の取引量等を勘案して政令で定める要件に該当するものをいうこと。（第二条第五項関係）

イ 第一種指定化学物質の製造の事業を営む者、業として第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を含有する製品であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「第一種指定化学物質等」という。）を使用する者その他業として第一種指定化学物質等を取り扱う者

ロ イに掲げる者以外の者であつて、事業活動に伴つて付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者

5 この法律において「指定化学物質等取扱事業者」とは、4のイ又はロに該当する事業者及び第二種指定化学物質の製造の事業を営む者、業として第二種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「第二種指定化学物質等」という。）を使用

する者その他の業として第二種指定化学物質等を取り扱う者をいうこと。（第二条第六項関係）

6 この法律において「電子情報処理組織」とは、主務大臣の指定する電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と、第二の一の届出をしようとする者又は同二の1若しくは同六の請求をしようとする者の使用に係る出入力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいうこと。（第二条第七項関係）

### 三 化学物質管理指針

主務大臣は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、化学物質の物理的・化学的性状についての化学的知見及び化学物質の取扱い等に関する技術の動向を勘案し、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等（以下「指定化学物質等」という。）の管理に係る措置に関する指針（以下「化学物質管理指針」という。）を定め、公表すること。（第三条関係）

### 四 事業者の責務

指定化学物質等取扱事業者は、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質が人の健康を損なうおそ

れがあるものであること等二の二のイ、ロ又はハに該当するものであることを認識し、かつ、化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めること。（第四条関係）

第二 第一種指定化学物質の排出量等の把握等

一 排出量等の把握及び届出

1 第一種指定化学物質等取扱事業者は、その事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量及び移動量を把握し、第一種指定化学物質及び事業所ごとに、毎年度、前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関する事項を、主務大臣に届け出なければならないこと。（第五条第一項及び第二項関係）

2 1の届出（二の1の請求に係る第一種指定化学物質に係るものを除く。）は、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならないこととし、当該都道府県知事は、当該届出に係る事項に関し意見を付すことができること。（第五条第三項関係）

二 対応化学物質分類名への変更

1 第一種指定化学物質等取扱事業者は、一の一の届出に係る第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものに該当するものであるとして、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、対応化学物質分類名をもつて6の(一)の通知を行うよう主務大臣に請求を行うことができること。(第六第一項及び第二項関係)

2 主務大臣は、二の一の請求があつたときは、一の届出に係る事項のうち当該請求に係る第一種指定化学物質に係るものについて、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、対応化学物質分類名をもつて関係都道府県知事に通知しなければならないこと。(第六条第三項関係)

3 主務大臣は、1の請求を認める場合には、その旨の決定をし、当該請求をした第一種指定化学物質等取扱事業者に対し、その旨を通知するものとともに、1の請求を認めない場合には、その旨の決定をし、当該決定後直ちに、当該請求を行った第一種指定化学物質等取扱事業者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。こと。(第六条第四項及び第五項関係)

4 その他対応化学物質分類名への変更に関して必要な規定を設けること。(第六条第六項から第九項

関係)

### 三 届出事項の通知等

1 主務大臣は、一の届出があつたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を環境庁長官及び通商産業大臣に通知すること。ただし、当該届出に係る事項のうち第一種指定化学物質の名称について一の請求があつたときは、当該第一種指定化学物質の名称については、対応化学物質分類名をもつて通知すること。(第七条第一項関係)

2 環境庁長官及び関係都道府県知事は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、1ただし書の通知に係る第一種指定化学物質に関し第二の一の1により届け出られた事項(関係都道府県知事については、当該都道府県知事の管轄する区域に係る事項に限る。)について説明を求めることができること。(第七条第四項及び第五項関係)

3 その他届出事項の通知に関して必要な規定を設けること。(第七条第二項及び第三項関係)

### 四 届出事項の集計等

1 環境庁長官及び通商産業大臣は、三の1により通知された事項について、電子計算機に備えられた

ファイルに記録し、ファイル記録事項のうち、主務大臣が所管する事業を行う事業所に係るものを当該主務大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知すること。（第八条第一項及び第二項関係）

2 環境庁長官及び通商産業大臣は、ファイル記録事項を集計し、集計した結果を主務大臣及び都道府県知事に通知するとともに、公表すること。（第八条第三項及び第四項関係）

3 主務大臣及び都道府県知事は、2の通知があつたときは、当該通知に係る事項について集計するとともに、その結果を公表することができること。（第八条第五項関係）

五 届け出られた排出量以外の排出量の算出等  
環境庁長官及び通商産業大臣は、関係行政機関の協力を得て、一により届け出られた第一種指定化学物質の排出量以外の環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量を算出し、集計するとともに、その結果を四の三の集計した結果と併せて公表すること。（第九条関係）

## 六 開示請求権

1 何人も、四の三の公表があつたときは、当該公表があつた日以後、主務大臣に対し、当該公表に係



る集計結果に集計されているファイル記録事項であつて当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができること。（第十条第一項関係）

2 その他開示請求権に関して必要な規定を設けること。（第十条第二項関係）

#### 七 排出量等の開示義務

主務大臣は、開示請求があつたときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならないこと。（第十一条関係）

#### 八 調査の実施等

国は、四の3及び五の結果並びに第一種指定化学物質の安全性の評価に関する内外の動向を勘案して、環境の状況の把握に関する調査のうち第一種指定化学物質に係るもの及び第一種指定化学物質による人の健康又は動植物の生息若しくは生育への影響に関する科学的知見を得るための調査を総合的かつ効果的に行うとともに、その成果を公表すること。（第十二条関係）

#### 九 資料の提供の要求等

都道府県知事は、当該都道府県の区域において国が行う八の調査に関し、当該調査を行う行政機関の

長に対し、必要な資料の提供を求め、又は意見を述べることができること。（第十三条関係）

### 第三 指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等

#### 一 指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する時まで、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他の方法により提供しなければならないとともに、その内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、変更後の当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供を行うよう努めなければならないこと。（第十四条関係）

#### 二 勧告及び公表

通商産業大臣は、一に違反する指定化学物質等取扱事業者があるときは、当該指定化学物質等取扱事業者に対し、一に従って必要な情報を提供すべきことを勧告することができるとともに、勧告を受けた指定化学物質等取扱事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができること。

（第十五条関係）

### 三 報告の徴収

通商産業大臣は、第三の施行に必要な限度において、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供に関し報告をさせることができること。（第十六条関係）

### 第四 雑則

#### 一 国及び地方公共団体の措置

1 国は、化学物質の性状に関する科学的知見の充実及び化学物質の安全性の評価に関する技術的手法の開発に努めるとともに、化学物質の性状及び取扱いに関する情報に係るデータベースの整備及びその利用の促進に努めること。（第十七条第一項及び第二項関係）

2 国及び地方公共団体は、指定化学物質等取扱事業者が行う指定化学物質等の自主的な管理の改善を促進するため、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めること、教育活動、広報活動等を通じて指定化学物質等の性状及び管理並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解を深めるよう努めること、並びにこのために必要な人材を育成するよう努めること。（第十七条第三項から第五項まで関係）

（五項まで関係）

二 その他審議会の意見の聴取、手数料、電子情報処理組織の使用等に関する事項、経過措置及び主務大臣等について必要な規定を設けること。（第十八条から第二十三条まで関係）

## 第五 罰則

第二の一の届出をせず、又は虚偽の届出をした者及び第三の三の報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する罰則について必要な規定を設けること。（第二十四条関係）

## 第六 附則

この法律の施行期日等について定めること。